

# デイサービスセンターシリウス報酬改定に伴う変更点

①基本単位数（サービス提供時間10：00～16：05）6時間以上7時間未満

1/2

現在	令和3年4月1日以降
事業対象者 要支援1 = 1,655単位	事業対象者 要支援1 = 1,672単位
事業対象者 要支援2 = 3,393単位	事業対象者 要支援2 = 3,428単位
要介護1 = 575単位	要介護1 = 581単位
要介護2 = 679単位	要介護2 = 686単位
要介護3 = 784単位	要介護3 = 792単位
要介護4 = 888単位	要介護4 = 897単位
要介護5 = 993単位	要介護5 = 1003単位

③加算（要介護）

現在	令和3年4月1日以降
個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ 合計96単位	⇒ (統合) 個別機能訓練加算Ⅰ□ 85単位
	⇒ (新設) 個別機能訓練加算Ⅱ 1月につき20単位
口腔機能向上加算 150単位（月2回）	⇒ 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位（月2回）
入浴介助加算 50単位	⇒ ※1 入浴介助加算ⅠまたはⅡ 40単位または55単位
A D L維持等加算ⅠまたはⅡ 1月につき3単位または6単位	⇒ ※2 A D L維持等加算ⅠまたはⅡ 1月につき30単位または60単位
栄養スクリーニング加算 5単位（6月に1回）	⇒ ※3 口腔・栄養スクリーニング加算ⅠまたはⅡ 20単位または5単位（6月に1回）
	⇒ (新設) 科学的介護推進体制加算 1月につき40単位
	⇒ (新設) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位	⇒ ※4 サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ□ 12単位	⇒ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

②加算（事業対象者 要支援）

現在	令和3年4月1日以降
口腔機能向上加算 1月につき150単位	⇒ 口腔機能向上加算Ⅱ 1月につき160単位
栄養スクリーニング加算 5単位（6月に1回）	⇒ ※3 口腔・栄養スクリーニング加算ⅠまたはⅡ 20単位または5単位（6月に1回）
	⇒ (新設) 科学的介護推進体制加算 1月につき40単位
	⇒ (新設) サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1：1月につき88単位 要支援2：1月につき176単位
サービス提供体制強化加算Ⅰイ 要支援1：1月につき72単位 要支援2：1月につき144単位	⇒ ※5 サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援1：1月につき72単位 要支援2：1月につき144単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ□ 要支援1：1月につき48単位 要支援2：1月につき96単位	⇒ サービス提供体制強化加算Ⅲ 要支援1：1月につき24単位 要支援2：1月につき48単位

裏面もご確認ください

令和3年3月25日現在、事業対象者・要支援の単価については福岡県介護保険広域連合からの発表がありませんが、福岡県介護保険広域連合に問い合わせを行い独自サービスの単価については、国の定める単価に準拠するとの返答をいただいております。

- ※1 入浴介助加算の算定については別紙「入浴介助サービス利用フローチャート」を基準に、入浴介助加算ⅠまたはⅡを算定させていただきます。  
また、事業対象者及び要支援の方の入浴介助サービスについては原則対象外とさせていただき、身体的、環境的要因にて自宅での入浴が困難な場合のみ上記フローチャートを基準に当センターでの入浴介助サービスの対象となるかを判定させていただきます。
- ※2 ADL維持等加算の算定については令和3年度の算定の申出を行っており、令和3年3月25日現在算定予定となっております
- ※3 口腔・栄養スクリーニング加算の算定については現在口腔機能向上加算を算定している利用者様は5単位を、その他の利用者様は20単位を算定予定です。
- ※4 通所介護のサービス提供体制強化加算の算定については令和3年度はサービス提供体制強化加算Ⅱ（18単位）を算定予定です。
- ※5 通所型サービスのサービス提供体制強化加算の算定については令和3年度はサービス提供体制強化加算Ⅱ（72単位及び144単位）を算定予定です。
- ※ 上記の単位数は厚生労働大臣の定める基準によるものです。
- ※ 利用料金は上記の単位数に1単位あたりの単価10円を乗じて算定し、利用者負担については、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた1割から3割の額となります。
- ※ こちらの単位数表は令和3年4月に変更になった部分のみを掲載しておりますので、その他の加算等のサービス内容については令和2年度から変更はありません。